

## 第 号議案 定款一部変更の件

新 条 文	旧 条 文
<p>(組合員の資格)</p> <p>第 8 条 本組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。</p> <p>(1) 遊技機（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項第 4 号の営業に係る遊技機、以下同じ。）及びその部備品の販売を行う事業者であること。</p> <p>(2) 組合の地区内に事業場を有すること。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。</u></p> <p>(1) <u>暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）</u></p> <p>(2) <u>暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者</u></p> <p>(3) <u>暴力団等を不当に利用していると認められる者</u></p> <p>(4) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者</u></p> <p>(5) <u>暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</u></p>	<p>(組合員の資格)</p> <p>第 8 条 本組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。</p> <p>(1) 遊技機（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項第 7 号の営業に係る遊技機、以下同じ。）及びその部備品の販売を行う事業者であること。</p> <p>(2) 組合の地区内に事業場を有すること。</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>(除名及び権利の停止)</p> <p>第 13 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名又は権利の一部行使の停止をすることができる。除名の場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対し、その旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。また、権利の一部行使の停止の場合は、総務委員会において、弁明する機会を与えるものとし、理事会で決する。</p> <p>(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員</p> <p>(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員</p> <p>(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員</p> <p>(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員</p> <p>(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員</p> <p>(6) <u>第 8 条第 2 項各号の一に該当する組合員</u></p> <p>2 除名並びに権利の一部行使の停止の内容及び実施に関する事項は、規約で定める。</p>	<p>(除名及び権利の停止)</p> <p>第 13 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名又は権利の一部行使の停止をすることができる。除名の場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対し、その旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。また、権利の一部行使の停止の場合は、総務委員会において、弁明する機会を与えるものとし、理事会で決する。</p> <p>(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員</p> <p>(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員</p> <p>(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員</p> <p>(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員</p> <p>(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員</p> <p>2 除名並びに権利の一部行使の停止の内容及び実施に関する事項は、規約で定める。</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>(役員定数等)</p> <p>第 25 条 役員の数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)理事 10 人以上 12 人以内</p> <p>(2)監事 2 人</p> <p>2 <u>第 8 条第 2 項各号の一に該当する者は、役員になることができない。</u></p>	<p>(役員定数)</p> <p>第 25 条 役員の数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)理事 10 人以上 12 人以内</p> <p>(2)監事 2 人</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この定款変更は、東北経済産業局長の認可の日から施行する。</u></p>	

## 第 号議案 新規組合加入規約の一部改正の件

## 新規組合加入規約

改 正 後	現 行
<p>(加入資格)</p> <p>第 2 条 新規加入希望者は、定款第 8 条に規定する資格のほか、次の各号に適合している者とする。<u>ただし、日本遊技機工業組合の組合員（準ずる者を含む。）及び遊技機の関連機器の販売又は部備品の販売を行う者は、この限りではない。</u></p> <p>(1) 遊技機製造業者又は一般社団法人日本遊技関連事業協会が定める遊技機販売登録に関する規程により登録された販売業者及び本業界の経歴（従業者としての期間を含む。）5 年以上有する者。ただし、遊技場での経歴は含まない。</p> <p>(2) <u>遊技場経営者（「役員、従業員」を含む。）又はその系列者（役員兼任関係を有する者）でないこと。</u></p> <p>(3) 代表者若しくは従業者が遊技機取扱主任者の資格を有していること。</p> <p>(4) 古物営業の許可（法人名義）を取得している者。</p> <p>(5) 推薦者として理事 1 名（「員外理事」を除く。）及び組合員 3 名の推薦がある者。ただし、新規加入希望者が中古遊技機を取扱う場合は、推薦する組合員 3 名は、実際に中古流通に従事している組合員でなければならない。</p> <p>(6) 組合員又は製造業者が雇用していた者で、加入申込時において退職後 1 年未満の者は、元雇用していた組合員又は製造業者の同意書がある者。</p> <p>(7) 本組合の地区内に営業活動の拠点となる事務所を有する者。</p>	<p>(加入資格)</p> <p>第 2 条 新規加入希望者は、定款第 8 条に規定する資格のほか、次の各号に適合している者とする。</p> <p>(1) 遊技機製造業者又は一般社団法人日本遊技関連事業協会が定める遊技機販売登録に関する規程により登録された販売業者及び本業界の経歴（従業者としての期間を含む。）5 年以上有する者。ただし、遊技場での経歴は含まない。</p> <p>(2) 代表者若しくは従業者が遊技機取扱主任者の資格を有していること。</p> <p>(3) 古物営業の許可（法人名義）を取得している者。</p> <p>(4) 推薦者として理事 1 名（「員外理事」を除く。）及び組合員 3 名の推薦がある者。ただし、新規加入希望者が中古遊技機を取扱う場合は、推薦する組合員 3 名は、実際に中古流通に従事している組合員でなければならない。</p> <p>(5) 組合員又は製造業者が雇用していた者で、加入申込時において退職後 1 年未満の者は、元雇用していた組合員又は製造業者の同意書がある者。</p> <p>(6) 本組合の地区内に営業活動の拠点となる事務所を有する者。</p>

2 遊技機の関連機器の販売又は部備品の販売を行う者が新規加入希望者の場合は、前項第1号、第3号、第4号の規定は、適用しない。

3 新規加入希望者が、持分の譲渡により加入を行なおうとする者の場合も、第1項各号の規定を適用する。

(加入申請の制限)

### 第3条

(略)

(3)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、その他これに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）及び次の者とする。

ア 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

イ 暴力団等を不当に利用していると認められる者

ウ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

—以下略—

(6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第4号に規定する営業（ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第8条に規定する営業に限る。）に関して、風営法、商標法、著

2 日本遊技機工業組合員（準ずる者を含む。）が新規加入希望者の場合は、前項第4号に規定する推薦者は必要としない。

3 新規加入希望者が、持分の譲渡により加入を行なおうとする者の場合も、第1項各号の規定を適用する。

(加入申請の制限)

### 第3条

(略)

(3)暴力団構成員並びに暴力団による不当な行為の防止に関する法律第12条の5の第1項、第2項のいずれかに該当する者

—以下略—

(6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第7号に規定する営業（ぱちんこ屋及び風営法施行令第7条に規定する営業に限る。）に関して、風営法、商標法、著作権法、刑法、不正競争防止法、法人税法、所得税法、

作権法、刑法、不正競争防止法、法人税法、所得税法、古物営業法、循環型社会形成推進基本法並びに資源の有効な利用の促進に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等リサイクル関連の法律等に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者。

—以下略—

(申込必要書類)

第6条 新規加入希望者が加入申込するに当たっては、次の書類の各1通を組合事務局へ提出するものとする。

—以下略—

(保証金等の払い戻し)

第10条 新規加入者の保証金は、組合加入後10年を経過後、若しくは定款第12条に定める10年未満の自由脱退者に払い戻しするものとする。ただし、次の場合は、その半額とする。

(略)

3 出資金の払い戻しは、定款の規定の定めるところによる。

4 加入金は、返還しないものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成27年5月29日から施行する。
- 2 この規約の施行により、平成26年9月19日施行の新規組合加入希望者に対する取扱規約は、平成27年5月29日をもって効力を失う。

古物営業法、循環型社会形成推進基本法並びに資源の有効な利用の促進に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等リサイクル関連の法律等に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者。

—以下略—

(申込必要書類)

第6条 新規加入希望者が加入申込するに当たっては、次の書類を各1通と受付手数料5万円を添えて組合事務局へ提出するものとする。受付手数料は加入の可否にかかわらず返却しない。

—以下略—

(保証金等の払い戻し)

第10条 新規加入者の保証金は、組合加入後10年を経過後、若しくは定款第12条に定める10年未満の自由脱退者に払い戻しするものとする。ただし、次の場合は、その半額とする。

(略)

3 出資金の払い戻しは、定款の規定の定めるところによる。

附 則

- 1 本規約は、平成27年5月29日から施行する。
- 2 本規約の施行により、平成26年9月19日施行の新規組合加入希望者に対する取扱規約は、平成27年5月29日をもって効力を失う。

<p>3 <u>この規約は、平成 29 年 月 日</u> <u>から施行する。</u> <u>第 10 条第 4 項の規定は、本施行</u> <u>日以降の新規加入希望者に適用す</u> <u>る。</u></p>	
--	--

## 第 号議案 綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約の一部改正の件

## 綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約

改 正 後	現 行
<p>第 2 章 処分の対象及び内容等 (処分の対象)</p> <p>第 3 条 組合員は、その役員又は従業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>処分を科すものとする。</u></p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する営業（<u>ぱちんこ店等に限る。</u>）に関して、風営法、商標法、著作権法、刑法、不正競争防止法、法人税法、所得税法、古物営業法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令に違反する行為をして、罰金以上の刑に処せられたとき。</p> <p>—以下略—</p>	<p>第 2 章 処分の対象及び内容等 (処分の対象)</p> <p>第 3 条 組合員は、その役員又は従業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>処分を科するものとする。</u></p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 7 号に規定する営業（<u>パチンコ店等に限る。</u>）に関して、風営法、商標法、著作権法、刑法、不正競争防止法、法人税法、所得税法、古物営業法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令に違反する行為をして、罰金以上の刑に処せられたとき。</p> <p>—以下略—</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成 18 年 7 月 21 日から施行する。</p> <p>2 この規約は、平成 29 年 月 日から<u>施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成 18 年 7 月 21 日から施行する。</p>



(別 紙)	(別 紙)
全国遊技機商業協同組合連合会会長 殿 東北遊技機商業協同組合理事長 殿	全国遊技機商業協同組合連合会会長 殿 東北遊技機商業協同組合理事長 殿
組合員名 (名称又は商号) 代表者名 ㊞ 所在地	組合員名 (名称又は商号) 代表者名 ㊞ 所在地
誓 約 書	誓 約 書
(略)	(略)
記	記
1 私、役員又は従業者が、風俗法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する営業（ <u>ぱちんこ店等</u> に限る。）に関して、風営法、商標法、著作権法、刑法、不正競争防止法、法人税法、所得税法、古物営業法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令に違反する行為をして、罰金以上の刑に処せられた場合、組合により、次の各号のいかなる処分又は措置を受けても異議を申し立てないこと。 (1) 組合の諸規定に基づく除名その他の処分 ー以下省略ー	1 私、役員又は従業者が、風俗法第 2 条第 1 項第 7 号に規定する営業（ <u>パチンコ店等</u> に限る。）に関して、風営法、商標法、著作権法、刑法、不正競争防止法、法人税法、所得税法、古物営業法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令に違反する行為をして、罰金以上の刑に処せられた場合、組合により、次の各号のいかなる処分又は措置を受けても異議を申し立てないこと。 (1) 組合の諸規定に基づく除名その他の処分 ー以下省略ー

**【改正理由】**

平成 28 年 6 月 23 日に改正風営法（風俗営業等の規制及び儀用務の適正化等に関する法律の一部改正する法律）が施行され、ぱちんこ営業は「7 号営業」から「4 号営業」に変わったことから、「綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約」を一部改正するものである。

## 第 号議案 組合員の処分等に関する規約の一部改正の件

## 組合員の処分等に関する規約

改正後	現 行
<p>第 2 章 除名又は権利の停止等の処分 (処分の対象行為)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号イ及び第 2 号イに該当するうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(以下「風営法」という。)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する営業(ぱちんこ店等に限る。)に関して、風営法、商標法、著作権法、刑法、不正競争防止法、法人税法、所得税法、古物営業法、循環型社会形成推進基本法並びに資源の有効な利用の促進に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令に違反する行為については、綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約(平成 18 年 7 月 21 日施行)に基づき処分するものとする。</p> <p>—以下略—</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。</p> <p>2 この規約は、平成 28 年 月 日から施行する。</p>	<p>第 2 章 除名又は権利の停止等の処分 (処分の対象行為)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号イ及び第 2 号イに該当するうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項第 7 号に規定する営業(パチンコ店等に限る。)に関して、風営法、商標法、著作権法、刑法、不正競争防止法、法人税法、所得税法、古物営業法、循環型社会形成推進基本法並びに資源の有効な利用の促進に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令に違反する行為については、綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約(平成 18 年 7 月 21 日施行)に基づき処分するものとする。</p> <p>—以下略—</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。</p>

## 【改正理由】

平成 28 年 6 月 23 日に改正風営法(風俗営業等の規制及び儀用務の適正化等に関する法律の一部改正する法律)が施行され、ぱちんこ営業は「7 号営業」から「4 号営業」に変わったことから、「組合員の処分等に関する規約」を一部改正するものである。

## 第 号議案 役員選挙規約の一部改正の件

## 【改正理由】

役員選挙に関しては、「定款」及び「役員選挙規約」並びに「役員選挙規程」を制定しているが、立候補制の選挙制度に定款を変更した際に「役員選挙規約」を制定したが、事前立候補制による選挙制度に必要な「選挙管理委員会」が欠略していたことから、その後、「役員選挙規程」を制定して、「選挙管理委員会」の不備を補っていたものである。

「役員選挙規約」、「役員選挙規程」には、同一項目について、だぶって規定しているところが多々認められることから、この度、「役員選挙規程」を「役員選挙規約」に集約するかたちで、一部の規定を改正するものであります。

役員選挙規約（一部改正）	役員選挙規程
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、中小企業等協同組合法及び定款に定める役員選挙について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選挙の種別)</p> <p>第2条 役員選挙は、理事と監事選挙とする。</p> <p>(選挙の期日)</p> <p>第3条 役員任期満了による選挙は、その任期が終了する日の前30日以内又はその日の後10日以内に行う。</p> <p>2 役員補欠のための選挙は、これを行うべき事由が生じた日から2か月以内に行う。</p> <p>3 役員定数の増加を議決したときは、増員された数の役員選挙は、その議決をした総会において行う。</p> <p>4 役員任期満了による選挙と前項の選挙を同時に行うときは、その選挙を区別して行うこととする。</p> <p>(選挙の公告)</p> <p>第4条 選挙実施の公告には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) 理事及び監事ごとの定数</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本組合の役員選挙は、中小企業等協同組合法、定款及び役員選挙規約に定めのあるもののほか、この規程に定めるところにより行う。</p>

(2) 立候補届出期間

(3) その他必要な事項

(立候補の届け出等)

第5条 本組合の役員候補になろうとする者は、総会会日の30日から20日前までに、文書でその旨を本組合に届け出なければならない。

2 他人を本組合の役員候補としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届け出をすることができる。ただし、同一選挙の役員候補を重複して推薦することはできない。

3 立候補者又は推薦を受けた者は、理事と監事の選挙に同時に立候補することはできない。

4 立候補を辞退しようとするときは、総会の会日の5日前までに、文書でその旨を本組合に届け出なければならない。

(選挙管理委員会)

第6条 総会において選挙を行う場合は、少なくとも総会会日の30日前までに選挙管理委員会をその都度設置する。

2 選挙管理委員会は、選挙管理委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 委員は、8人以上12人以内とし、理事会において選任する。ただし、候補者は委員にはなれない。

4 選挙管理委員会は、選挙人名簿の管理、選挙の公告、候補者の受付、投票及び開票等の選挙に関する事務を総括して行う。

5 選挙管理委員会は、前項に規定する選挙管理委員会の事務に関して、補助的立場で組合事務局職員にも行わせることができる。

(委員長・副委員長)

第7条 選挙管理委員会には、委員長1名、副委員長1名を置くものとする。

(候補者)

第2条 この規程において候補者とは、定款第32条第1項及び役員選挙規約第5条第1項及び第2項に規定されている立候補届出者及び推薦による立候補届出者をいう

(選挙管理委員会)

第3条 総会において選挙を行う場合は、少なくとも総会会日の30日前までに選挙管理委員会をその都度設置する。

2 選挙管理委員会は、選挙管理委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 委員は、8人以上12人以内とし、理事会において選任する。ただし、候補者は、委員にはなれない。

4 選挙管理委員会は、選挙人名簿の管理、選挙の公示、候補者の受付、投票及び開票等の選挙に関する事務を総括して行う。

5 選挙管理委員会は、前項に規定する選挙管理委員会の事務に関して、補助的立場で組合事務局職員にも行わせることができる。

(委員長・副委員長)

第4条 選挙管理委員会には、委員長1名、副委員長1名を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから選任する。

3 委員長は、選挙管理委員会の会務を処理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

(招集)

第8条 選挙管理委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(候補者の報告)

第9条 委員長は、候補者の届出を受理したときは、受け付け順に候補者一覧表を作成し、理事長に提出しなければならない。

(選挙管理人)

第10条 投票により行う選挙には、選挙管理人5人を置く。

2 選挙管理人は、選挙管理委員長が総会の承認を得て選任するが、委員及び組合員の中から選任するものとする。ただし、候補者は選任できない。

3 選挙管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。

(選挙立会人)

第11条 投票により行う選挙には、選挙立会人3人を置く。

2 選挙立会人は、選挙管理委員長が総会の承認を得て選任するが、委員及び組合員の中から選任するものとする。ただし、候補者は選任できない。

(投票箱の確認)

第12条 選挙管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙)

第13条 投票用紙は、別に定める様式によ

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから選任する。

3 委員長は、選挙管理委員会の会務を処理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

(招集)

第5条 選挙管理委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(候補者の報告)

第6条 委員長は、候補者の届出を受理したときは、受け付け順に候補者一覧表を作成し、理事長に提出しなければならない。

(選挙管理人)

第7条 選挙には、選挙管理人5人を置く。

2 選挙管理人は、選挙管理委員長が総会の承認を得て選任するが、委員及び組合員の中から選任するものとする。ただし、候補者は選任できないものとする。

(選挙立会人)

第8条 選挙には、選挙立会人3人を置く。

2 選挙立会人は、選挙管理委員長が総会の承認を得て選任するが、委員及び組合員の中から選任するものとする。ただし、候補者は選任できないものとする。

(投票箱の確認)

第9条 選挙管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員及び立会人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙)

第10条 投票用紙は、理事選挙用と監事選

る。

2 投票用紙は、理事選挙用と監事選挙用に区分する。

3 投票用紙には、予め候補者の氏名、商社名、推薦別及び部会等を表示するものとする。

(投票用紙の交付)

第 14 条 選挙管理人は、選挙立会人の面前において、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

(投票)

第 15 条 組合員は、自ら、投票用紙にあらかじめ記載されている候補者のうち、投票しようとする者に対して、○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 前項の投票すべき役員の数、選挙すべき役員の数以内とし、○の記号を連記するものとする。

3 投票用紙には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

(書面による選挙権の行使)

第 16 条 組合員は、定款第 40 条第 1 項及び役員選挙規約第 12 条の規定により、書面による選挙権を行使しようとするときは、選挙管理委員会に投票用紙を請求し、候補者のうち投票しようとする者に対して、○の記号を付し、総会会日の前日までに本組合が受理できるように持参又は送付しなければならない。

(投票終了)

第 17 条 選挙管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

2 投票の終了後は、何人も投票することができない。

挙用に区分する。

2 投票用紙には、予め候補者の氏名、商社名、推薦別及び部会等を表示するものとする。

(投票用紙の交付)

第 11 条 選挙管理人は、選挙立会人の面前において、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

(投票)

第 12 条 組合員は、自ら、投票用紙にあらかじめ記載されている候補者のうち、投票しようとする者に対して、○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 前項の投票すべき役員の数、選挙すべき役員の数以内とし、○の記号を連記するものとする。

(書面による選挙権の行使)

第 13 条 組合員は、定款第 40 条第 1 項及び役員選挙規約第 12 条の規定により、書面による選挙権を行使しようとするときは、選挙管理委員会に投票用紙を請求し、候補者のうち投票しようとする者に対して、○の記号を付し、総会会日の前日までに本組合が受理できるように持参又は送付しなければならない。

(投票終了)

第 14 条 選挙管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴き、選挙管理委員長を通じて、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

2 投票の終了後は、何人も投票することは

(投票用紙交付数の確認)

第 18 条 選挙管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、選挙立会人の確認を得なければならない。

(開票)

第 19 条 開票は、選挙立会人立会いの上、選挙管理人が投票箱を開き、被選挙人ごとに得票数を計算するものとする。

(無効投票)

第 20 条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 投票すべき役員の数を超過して○の記号を記載したもの
- (3) 候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの

2 投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、選挙管理人が、選挙立会人の意見を徴して決定する。

(当選人の確定)

第 21 条 当選人の確定は、有効投票のうちから、定数を満たすまで、得票数の多い者から順次当選人とする。

2 前項の得票数が同数のときは、選挙管理人は、開票場所において、当該候補者によるくじ引きを行い、これにより当選人を確定する。

(開票結果の報告)

第 22 条 選挙管理人は、開票を終了したときは、その結果を選挙管理委員長を通じて、議長に報告しなければならない。

(当選人の決定)

第 23 条 当選人の決定は、選挙管理委員長からの開票結果報告を受け議長が、その結果を総会に報告して、当選人を決定するものとする。

できない。

(投票用紙交付数の確認)

第 15 条 選挙管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、選挙立会人の確認を得なければならない。

(開票)

第 16 条 開票は、選挙立会人立会いの上、選挙管理人が投票箱を開き、候補者ごとに得票数を計算するものとする。

(無効投票)

第 17 条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 投票すべき役員の数を超過して○の記号を記載したもの
- (3) 候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの

2 投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、選挙管理委員長が、選挙管理人、選挙立会人の意見を徴して決定する。

(開票結果の報告)

第 18 条 選挙管理人は、開票を終了したときは、その結果を選挙管理委員長を通じて議長に報告しなければならない。

2 当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

(書式の様式)

第 24 条 本規約で規定する書式の様式については、次のとおりとする。

- (1) 第 5 条第 1 項に規定する「選挙候補者届出書（本人届出）」の様式については、別記様式第 1 号のとおりとする。
- (2) 第 5 条第 2 項に規定する「選挙候補者届出書（推薦届出）」の様式については、別記様式第 2 号のとおりとする。
- (3) 第 5 号第 4 項に規定する「選挙候補者辞退届出書」については、別記様式第 3 号のとおりとする。
- (4) 第 13 条に規定する「投票用紙」の様式については、別記様式第 4 号のとおりとする。

(その他)

第 25 条 本規約に定めのない事項については、その総会ごとに総会の議決を経て決定する。

附 則

- 1 この規約は、平成 23 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。
- 3 この規約の一部改正は、平成 29 年 月 日から施行する。  
この規約の一部改正により、平成 27 年 4 月 23 日施行の役員選挙規程は廃止する。

(規定外事項の処理)

第 19 条 この規程に定めなき事項は、選挙管理委員会において協議の上決定するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。



(H29.01.20)

## 旅費規程新旧対照表

新 規 程	旧 規 程
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、東北遊技機商業協同組合（以下「組合」という。）の役員（理事、監事）、委員会設置規約に基づく委員会の委員及び職員（以下「役職員等」という。）が、組合の用務等のための出張及び理事会・各種委員会等の出席時における旅費の支給に関し必要な事項について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、東北遊技機商業協同組合（以下「組合」という。）の役員（理事、監事）、委員会設置規約に基づく委員会の委員及び青年会規程に基づく青年会の役員並びに職員（以下「役職員等」という。）が、組合の用務等のための出張及び理事会・各種委員会等の出席時における旅費の支給に関し必要な事項について定めることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「出張」とは、役職員等が組合の用務等のため、一時その勤務地を離れ移動し、職務を遂行することをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「出張」とは、役職員等が組合の用務等のため、一時その勤務地を離れ移動し、職務を遂行することをいう。</p>
<p>(出張勤務の取扱い)</p> <p>第3条 職員が業務上で出張する場合は、出勤扱いとし、この規程により旅費を支給する。原則として、時間外手当等は支給しない。</p>	<p>(出張勤務の取扱い)</p> <p>第3条 職員が業務上で出張する場合は、出勤扱いとし、この規程により旅費を支給する。原則として、時間外手当等は支給しない。</p>
<p>(出張の種類)</p> <p>第4条 出張の種類は、宿泊出張及び日帰り出張の2種類とする。</p> <p>(1)「宿泊出張」とは、宿泊を必要とする出張をいう。</p> <p>(2)「日帰り出張」とは、宿泊を必要としない出張をいう。</p>	<p>(出張の種類)</p> <p>第4条 出張の種類は、宿泊出張及び日帰り出張の2種類とする。</p> <p>(1)「宿泊出張」とは、宿泊を必要とする出張をいう。</p> <p>(2)「日帰り出張」とは、宿泊を必要としない出張をいう。</p>
<p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費の種類は、交通費、宿泊費及び旅費日当の3種類とする。</p> <p>2 「交通費」とは、役職員等の勤務地から会議等の開催地までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復旅客運賃をいう。</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費の種類は、交通費、宿泊費及び旅費日当の3種類とする。</p> <p>2 「交通費」とは、役職員等の勤務地から会議等の開催地までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復旅客運賃をいう。</p>

3 「宿泊費」とは、出張中、ホテルその他の施設に宿泊するに要した実費をいう。

(1) 宿泊を伴う場合は、事前に組合事務局へ連絡し宿泊施設の手配を依頼するか又は、自己手配により宿泊した場合は、後日「領収書」により組合へ宿泊料の請求をするものとする。

(2) 宿泊料については、別添「旅費支給基準」の支給額を上限とする。ただし、上限を超える不測の事態には、事後に理事長の承認を受けなければならない。

4 「旅費日当」とは、食事代、お茶代、通信費、旅具運搬費その他出張用務に必要な費用をいう。

(旅費の支給基準)

第6条 出張した役職員等に対し、別添「旅費支給基準」に基づく旅費を支給する。

(特別経費)

第7条 出張中の用務に要したタクシー料金その他特別経費については、証拠書類を添付して理事長に請求し承認を得たものに限り、実費を支給する。

2 用務上の必要または天災その他やむを得ない事情で路程及び旅行日数等を変更した場合は、理事長の承認を得て、当該路程及び日数等に応じ計算した旅費を支給する。

3 出張中の傷病、事故その他やむを得ない事情で路程を変更し、また同一場所に予定日数以上滞在する場合で、医師の診断書または事実を証明する書類等がある場合は、審査の上必要と認められる旅費を支給する。

(時間外勤務)

第8条 出張中における職員の時間外勤務は、原則として認めない。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

3 「宿泊費」とは、出張中、ホテルその他の施設に宿泊するに要した実費をいう。

(1) 宿泊を伴う場合は、事前に組合事務局へ連絡し宿泊施設の手配を依頼するか又は、自己手配により宿泊した場合は、後日「領収書」により組合へ宿泊料の請求をするものとする。

(2) 宿泊料については、別添「旅費支給基準」の支給額を上限とする。ただし、上限を超える不測の事態には、事後に理事長の承認を受けなければならない。

4 「旅費日当」とは、食事代、お茶代、通信費、旅具運搬費その他出張用務に必要な費用をいう。

(旅費の支給基準)

第6条 出張した役職員等に対し、別添「旅費支給基準」に基づく旅費を支給する。

(特別経費)

第7条 出張中の用務に要したタクシー料金その他特別経費については、証拠書類を添付して理事長に請求し承認を得たものに限り、実費を支給する。

2 用務上の必要または天災その他やむを得ない事情で路程及び旅行日数等を変更した場合は、理事長の承認を得て、当該路程及び日数等に応じ計算した旅費を支給する。

3 出張中の傷病、事故その他やむを得ない事情で路程を変更し、また同一場所に予定日数以上滞在する場合で、医師の診断書または事実を証明する書類等がある場合は、審査の上必要と認められる旅費を支給する。

(時間外勤務)

第8条 出張中における職員の時間外勤務は、原則として認めない。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(出張中の私用)

第9条 出張中、私用のため路程を変更し、または別途宿泊する場合は、事前に理事長の承認を受けなければならない。この場合において、私用に要した経費は支給しない。

(準用)

第10条 役員以外の組合員又は部外者に対し、業務の必要に応じ理事会・委員会の承認を得て理事長が出張を依頼した場合における旅費等の支給については、この規程を準用する。

2 組合員が部会規約に基づく部会の会議に出席するよう理事長が出張を命令した場合における旅費等の支給については、この規程を準用する。

(変更)

第11条 この規程の変更については、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成17年3月18日から適用する。

この規程は、平成18年4月27日から適用する。

この規程は、平成23年7月15日から適用する。

この規程は、平成25年3月15日から適用する。

この規程は、平成25年9月9日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、平成27年6月1日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

(出張中の私用)

第9条 出張中、私用のため路程を変更し、または別途宿泊する場合は、事前に理事長の承認を受けなければならない。この場合において、私用に要した経費は支給しない。

(準用)

第10条 役員以外の組合員又は部外者に対し、業務の必要に応じ理事会・委員会の承認を得て理事長が出張を依頼した場合における旅費等の支給については、この規程を準用する。

2 組合員が部会規約に基づく部会の会議に出席するよう理事長が出張を命令した場合における旅費等の支給については、この規程を準用する。

(変更)

第11条 この規程の変更については、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成17年3月18日から適用する。

この規程は、平成18年4月27日から適用する。

この規程は、平成23年7月15日から適用する。

この規程は、平成25年3月15日から適用する。

この規程は、平成25年9月9日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、平成27年6月1日から適用する。

## 旅 費 支 給 基 準

新 基 準	旧 基 準
<p>役職員等が組合の業務により出張及び役員会・各種委員会等へ出席するときは、次のとおりの旅費を支給する。</p> <p>1 交通費については、組合業務の出張で、鉄道、航空、船舶を利用する場合は、役職員等には普通料金の実費をそれぞれ支給する。</p> <p>ただし、役員（理事、監事）については、特に必要と認めるときには、グリーン料金を加えることができる。また、役職員等の同一県内の出張については、一律 3,000 円の交通費を支給する。</p> <p>2 宿泊費については、役員等（理事、監事、委員会委員、組合員）は 20,000 円、職員は 15,000 円を超えない範囲の宿泊料金とする。</p> <p>ただし、職員の宿泊費については、会議等で理事長等に随行し、同じ施設に宿泊する場合はこの限りではない。</p> <p>3 旅費日当については、1 日につき、理事長は 20,000 円、副理事長、専務理事及び常務理事は 15,000 円、理事・監事・各委員及び組合員は 10,000 円、職員は、3,500 円をそれぞれ支給する。</p>	<p>役職員等が組合の業務により出張及び役員会・各種委員会等へ出席するときは、次のとおりの旅費を支給する。</p> <p>1 交通費については、組合業務の出張で、鉄道、航空、船舶を利用する場合は、役職員等には普通料金の実費をそれぞれ支給する。</p> <p>ただし、役員については、特に必要と認めるときには、グリーン料金を加えることができる。また、役職員等の同一県内の出張については、一律 3,000 円を支給する。</p> <p>2 宿泊費については、役員等 20,000 円、員外理事（常勤）・職員は 15,000 円を超えない範囲の宿泊料金とする。</p> <p>ただし、員外理事（常勤）、職員の宿泊費については、会議等で理事長等に随行し、同じ施設に宿泊する場合はこの限りではない。</p> <p>3 旅費日当は、1 日につき、理事長は 20,000 円、副理事長は 15,000 円、理事・監事・各委員及び組合員は 10,000 円、常勤員外理事は 5,000 円、職員については、3,500 円をそれぞれ支給する。</p> <p>ただし、<del>全商協（全国遊技機商業協同組合連合会）の役員（理事・監事）担当理事にあっては、20,000 円を支給する。</del></p>

別紙
----

【旅費日当】

職名	従来	25/9 改正	26/4 改正	27/5 改正	27/7 改正
理事長	20,000 円	30,000 円	30,000 円	20,000 円	20,000 円
副理事長	20,000 円	25,000 円	25,000 円	15,000 円	15,000 円
常務理事	20,000 円	25,000 円	25,000 円	15,000 円	15,000 円
理事・監事	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,000 円	10,000 円
常勤員外理事	10,000 円	10,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円
委員会委員	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,000 円	10,000 円
青年会	10,000 円	20,000 円	20,000 円	10,000 円	10,000 円
組合員				10,000 円	10,000 円
職員	10,000 円	10,000 円	5,000 円	3,500 円	3,500 円
全商協役員					20,000 円

【旅費日当】

職名	29/4 改正				
理事長	20,000 円				
副理事長	15,000 円				
専務理事	15,000 円				
常務理事	15,000 円				
理事・監事	10,000 円				
常勤員外理事	削除				
委員会委員	10,000 円				
青年会	削除				
組合員	10,000 円				
職員	3,500 円				
全商協役員	削除				

【宿泊費】

職名	従来	25/9/9 改正	26/4/1 改正
理事・監事	25,000 円支給	20,000 円支給	概算支給を廃止し、「領収書」による精算払いに改めた。
委員会委員	25,000 円支給	20,000 円支給	
青年会	20,000 円支給	20,000 円支給	
員外理事・職員	20,000 円支給	15,000 円支給	

## 一部 改正

(H29.01.20)

## 役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、東北遊技機商業協同組合（「組合」という。）の定款第 33 条の規定に基づき、組合の役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 25 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 委員とは、定款第 51 条に基づき組合に設置された委員会の委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、組合を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員（理事・監事）のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、定款 33 条に定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。  
費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、役員及び委員の職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費及び旅費日当の経費をいい、報酬を含まないものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、役員報酬として総会で議決された報酬額の範囲内について支給することができる。

- 2 委員には、この規程に定める別表 1「報酬支払基準」に基づき、報酬を支給することができる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、役員が組合の職員を兼ねる場合は、役員としての報酬等は支給しない。

(報酬の支給方法等)

第 4 条 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。
- 3 役員の報酬は、月額として毎月一定の時期に支給する。  
各役員に月額支給する報酬は、別表 2「役員報酬月額支払基準」のとおりとする。なお、役員の報酬金額については、毎年度の定例総会において議決承認を得るものとする。
- 4 委員の報酬は、全国商業協同組合及び当組合の委員会等の会議に出席並びに各種公的行事（組合活動上必要と認められる行事）に出席等、必要の都度、支給する。

(費用)

第6条 組合は、役員及び委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員及び委員の職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、旅費日当の経費については、旅費規程に基づき支給する。

(準用)

第7条 役員及び委員以外の組合員又は部外者に対し、業務の必要に応じ委員会等への出席や出張を依頼した場合における報酬や費用の支給については、この規程を準用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成27年6月1日から制定施行する。

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

(別表1) 委員報酬支払基準

区 分	報酬支払理由	金 額
委 員	全国商業協同組合及び当組合の委員会等の会議に出席並びに各種公的行事（組合業務上必要と認められる行事）に出席の都度（1回当たり）	11,136 円 (所得税等10%徴取) 10,000 円支給

(別表2) 役員報酬月額支払基準

区 分	人員	月額報酬(1人)	年報酬額(1人)	報酬総額
理 事 長	1人	80,000 円	960,000 円	960,000 円
副理事長	2人	50,000 円	600,000 円	1,200,000 円
専務理事	1人	50,000 円	600,000 円	600,000 円
常務理事	1人	50,000 円	600,000 円	600,000 円
理 事	7人	20,000 円	240,000 円	1,680,000 円
監 事	2人	20,000 円	240,000 円	480,000 円
合 計				5,520,000 円

## 総会議決で決定

※定款第 33 条～役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

### 第 8 号議案 役員報酬決定の件

定款第 33 条「役員に対する報酬は理事と監事を区分して総会において定める。」を受けて・

- ・理事報酬（12 人） 年額 金 5,100,000 円以内
- ・監事報酬（2 人） 年額 金 500,000 円以内

とする。ただし、各役員に対する配分額については、理事会において決定する。